

人権チェックリスト

平成28年

2月号



子どもへの虐待に気づいたことはありませんか？

子どもへの虐待

平成26年度に県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は932件で、平成21年度の460件から5年間で約2倍に増加しています。

虐待の種類は大きく4つに分けられ、これらが重複して起きていることが少なくありません。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

チェック

子どもへの虐待の中には死亡に至る重篤なケースもあり、虐待を早期に発見し対応することが大切です。

いつも汚れた衣服を着ている子どもがいる、殴られたようなあざをつけた子どもがいるなど、虐待かもしれないと感じた方は、ためらわずに下記の相談窓口にご連絡してください。連絡は匿名で行うこともでき、連絡した方とその内容に関する秘密は守られます。

児童相談所全国共通ダイヤル	☎189(お近くの児童相談所につながります)
県子ども・女性・障害者相談センター	☎073-445-5312
県紀南児童相談所	☎0739-22-1588
県紀南児童相談所新宮分室	☎0735-21-9634
各市町村児童福祉担当窓口(各市町村役場でお問い合わせください)	

詳しくは、
子ども虐待防止オレンジリボン運動公式サイト
<http://www.orangeribbon.jp/>
をご参照ください。

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

